

## 第7章

# マレーシアにおける障害者の法的定義

——2008年障害者法を中心に——

川 島 聡

### はじめに

マレーシアの2008年障害者法<sup>(1)</sup>（以下2008年法と略）を真正面から紹介した包括的な論考は、2009年12月時点では、日本はもとよりマレーシアを含めても1本を数えるのみである。それは、2008年3月25日発売の『福祉労働』第118号に掲載された、久野研二によるレポート「マレーシアの障害者法と障害者（福祉）政策——その背景と課題——」（久野 [2008a]）である<sup>(2)</sup>。

このレポートに加え、久野自身からのヒアリング（E-Mail および複数の面会）や筆者の現地調査等を踏まえ、本章は2008年法を中心にマレーシアにおける障害者の法的定義の特徴と課題を明らかにすることを目的とする<sup>(3)</sup>。その際、2008年法の実体内容が国連の障害者権利条約（A/RES/61/106, Annex I [2006]）の制定の影響を受けていることを鑑みて、条約と2008年法とを適宜比較して考察を進める。

以下においては、まず2008年法の背景と課題を概観する（第1節）。次に、条約に定める「障害者の概念」が、障害学にいう「障害の社会モデル」の視点を採用していることに着目し、このモデルの観点から2008年法の「障害者の定義」を検討する。また2008年法の「障害の概念」も、ここで併せて検討する（第2節）。そして最後に、「障害者の定義」をめぐるマレーシアと日本

に共通する課題を述べることで本章の結びに代える。

## 第1節 2008年法の背景と課題

久野のレポート（久野 [2008a: 123-125]）等によれば、包括的な障害者法の必要性は、「アジア太平洋障害者の10年」（1993～2002年）や「びわこミレニアム・フレームワーク」（2002年）という地域動向に加え、マレーシア人権委員会の設立（1999年）<sup>(4)</sup>や障害当事者運動の活性化、第8次国家開発計画（2000～2005年）という国内動向を背景として、1990年代後半から注目されるようになった。

そうしたなか、当時の国家統一社会開発省（Ministry of National Unity and Social Development）が主導し、障害当事者も参画しながら、2008年法の第1次草案（Mah Hassan Haji Omar [2001]）が2001年に作成された。この草案の審議は滞っていた時期もあったが、障害者権利条約の作成や国内総選挙といった政治的動向も少なからず影響を及ぼした結果、マレーシアで初めての包括的な障害者法として、2008年法が2007年12月18日に議会で可決された。また、この法律と同時並行的に議論され、策定された「障害者政策」と「障害者計画」が2008年7月に施行された<sup>(5)</sup>。

ちなみに、上記の第1次草案は障害差別禁止の規定を盛り込んでいた。もともと、久野 [2008a: 124] によれば、司法長官事務所（Attorney General Chambers）から「マレーシアの法律では、アメリカ障害者法のような差別禁止法ではなく、日本の障害者基本法のような性格の法律を目指す」という説明がなされ、差別禁止規定を削除する旨の提案がなされた。この提案の後に法案から差別という言葉はすべて削除され、差別禁止法の性格をもたない法律として2008年法が成立した<sup>(6)</sup>。

筆者による現地でのヒアリングにおいても、政府関係者やNGO関係者は、障害者法から差別規定が削除された事実を強調していた。また、これと関連

して、マレーシア弁護士会は2008年9月に国連人権理事会に提出した報告書(The Bar Council of Malaysia, 2008: para. 3.4)において、2008年法が罰則規定と救済規定のいずれも定めていないことを批判するとともに、同法が教育・雇用分野での障害差別禁止を確保していないことを問題視した。これと同様の指摘は、国連人権理事会の普遍的定期審査のためにNGO連合体が準備した報告書(Coalition of Malaysia NGOs [2008])においてもみられる<sup>(7)</sup>。

このような問題、すなわち(1)2008年法が差別禁止法ではなく、罰則規定も設けておらず、現状変革には非力であることに加えて、久野 [2008a: 126] は2008年法をめぐる問題として、次の諸点も挙げている。(2)同法の推進母体たる審議会が常設ではないこと、(3)同法の実施に必要な予算が限られているのみならず、障害者の社会参加に関するノウハウも官民双方に不足していること、(4)同法によって精神障害者が初めて障害者として認められ、公的支援の対象となったが、内部機能障害や筋委縮性側索硬化症(ALS)のある者などは障害者として実務上登録されていないこと、である<sup>(8)</sup>。

これらの問題のうち(1)と(3)が、筆者による現地調査での印象としては、行政と障害者団体の双方から比較的強く意識されていた。(1)と(3)に対する処方箋として、行政は「意識向上」を重視していたが、その一方で、障害者団体の一部は「意識向上」が重要であることを認めつつも、それのみでは現状変革にとって不十分であることを強調していた。しばしば政府は自己の責任を放棄するために「国民相互間の意識向上が重要である」という常套句を用いる、との障害当事者による批判は、日本はもとより多くの国で見られるが、マレーシアも例に漏れないといえよう。

しばしば「牙を欠いた虎」(Toothless Tiger)という表現が用いられるが、罰則規定をもたない2008年法の内容は実効的に実現されるのか、という同法の実効性に対する疑念は、マレーシアの障害者のあいだでまだ払拭されていない(ただし、罰則規定の実効性については、その具体的内容にもよるが、評価は分かれるだろう)。むしろ2008年法には、障害者権利条約になるべく合致させようとする努力の痕跡が残され、一定の評価に値する内容が具備され

ていることも否定できない。この法律を効果的に実施するための方途が、まさしく現在模索されている。久野レポート [2008a: 128] も、その末尾で次のように記す。

法律や政策ができたからといってそれですぐに社会が良くなるわけではないことは、日本の経験でも同じであろう。それを基礎・土台として権利を保障するための様々な具体的な制度や仕組み・サービスを構築していくことが、今後の課題であり挑戦である。

このような大きな課題を確認したうえで次に必要となる作業は、2008年法にかかわる個別具体の論点を取り上げ、それを深く検討することである。その一環として以下においては、障害者法一般にとってもっとも重要な論点のひとつである「障害者の定義」に焦点を合わせて2008年法を検討する。

## 第2節 2008年法の「障害者」の定義

マレーシア政府は、2008年4月8日に障害者権利条約に署名した<sup>(9)</sup>。同政府は2009年12月現在でこの条約を批准していないものの、2008年法はこの条約の影響を受けて成立した。その証左のひとつとして、2008年法に含まれている各種定義は、条約のそれと酷似している。条約前文(e)に記された「障害の概念」と、2008年法前文1段に記された「障害の概念」とはほぼ同様の内容である。また、条約第1条に定める「障害者の概念」と、2008年法第2条に定める「障害者の定義」とはきわめて似ている<sup>(10)</sup>。

では、2008年法に採り入れられた、条約に定める「障害」や「障害者」とはいかなる概念なのだろうか。ここでは、これらの概念を川島 [2010a, 2010b], 川島・東 [2008] 等を参照して検討することにより、2008年法に定める「障害者の定義」をめぐる課題の一端を明らかにする。

## 1. 障害のモデル

まず指摘しておかなければならないのは、そもそも厳密にいうのであれば、障害者権利条約前文(e)は「障害の定義」を設けておらず、「障害の概念」を設けているということである。条約前文(e)によれば、「障害は形成途上の概念である。また、障害は、インペアメントのある者と態度及び環境の障壁との相互作用であって、インペアメントのある者が他の者との平等を基礎として(on an equal basis with others)社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものから生ずる」<sup>11)</sup>。

この条約前文(e)の書き振りは、2008年法前文に定める「障害の概念」にほぼ忠実に再現されている。唯一の違いは、条約では“others”とされている部分が、2008年法では“persons without disabilities”とされている点である。2008年法前文によれば、「障害は形成途上の概念である。また、障害は、インペアメントのある者と態度及び環境の障壁との相互作用であって、インペアメントのある者が障害のない者との平等を基礎として(on an equal basis with persons without disabilities)社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものから生ずる」<sup>12)</sup>。

この引用箇所を3つの要素に分解すれば、次のようになる。(1)障害は形成途上の概念である。(2)障害は、インペアメントのある者と態度および環境の障壁との相互作用から生ずる。(3)その相互作用は、インペアメントのある者の平等な社会参加を妨げる。これらのうち(2)と(3)の要素より、条約前文(e)——と2008年法前文——に定める「障害の概念」は、「障害の社会モデル」を反映している(たとえばWaddington [2007], UN Enable [2008], 川島 [2007a, 2010a, 2010b], 川島・東 [2008] 参照)。

論者によってニュアンスは異なるけれども、一般に「障害の医学モデル」は、障害者の不利益の真因をかれらの存在に求める。これに対して、「障害の社会モデル」は、障害者の不利益の原因として、かれらに対する社会の不

適切なあり方 (inappropriate reaction) を強調する (Degener [2004] 参照)。ここでいう不適切なあり方は、条約の言葉を用いれば、「態度及び環境の障壁」(attitudinal and environmental barriers) に該当する。

条約前文の書き振りは、インペアメントのある者 (= 障害者) の不利益 (不平等な社会参加の阻害) がインペアメントのみによって生ずるという伝統的な見方 (障害の医学モデル) を明確に否定している。条約前文は、インペアメントのある者と「態度及び環境の障壁」との「相互作用」の結果、かれらの不利益が生ずると定めることで、「態度及び環境の障壁」の否定的役割を強調する。要するに、この条約において、尊厳をもった人権主体であるインペアメントのある者は、自己の被っている不利益の原因として問題視される存在ではない。インペアメントのある者をとりまく「態度及び環境の障壁」(社会の側の不適切なあり方)こそが、かれらの被っている不利益の原因として問題視されているのである (詳しくは、川島 [2010b])。

## 2. 2008年法と障害者権利条約の比較

では、障害者権利条約前文と2008年法前文とを比較して浮上する論点とは、どのようなものだろうか。それは第1に、障害者 (persons with disabilities) とインペアメントのある者 (persons with impairments) との違いである。第2に「障害の概念」のもつ含意である。ここでは、まず后者の論点から検討する。

条約前文と2008年法前文のいずれも、「障害の概念」を定めている。条約正文のうち英語とフランス語とスペイン語と中国語で、「障害」はそれぞれ “disability” と “handicap” と “discapacidad” と「残疾」という。2008年法前文の場合、「障害」(disability) に該当するマレー語は、「クティダウパヤアン」(ketidakupayaan) である。条約と2008年法のいずれにおいても、「障害」という語は各種定義を定めた条文のなかでは定義されておらず、前文のなかで「形成途上の概念」と記されている。

条約と2008年法は、個人と社会との相互作用により平等な社会参加が妨げられている状況を「障害」という言葉で表現している。一口でいえば、ここである「障害」という語はインペアメント（普通とみなされていない心身の特徴）を意味するのではなく、社会政治的概念（当事者の被る不利益）を意味する。この語は、「障害の社会モデル」の独特な用語法を反映した社会政治的な意味合いをもち、法律学的用語（法の適用上の定義）ではない。この点に注意しなければ、たとえば、条約第2条に定義されている「障害にもとづく差別」（discrimination on the basis of disability）の理解について混乱が生じる。なぜなら、「障害にもとづく差別」という「法的定義」に含まれている「障害」（disability）という語のなかに、社会政治的概念（当事者の被る不利益）をそのまま代入することはできないからである。「障害にもとづく差別」にいう「障害」とはインペアメントのことを意味する。そして、「インペアメントにもとづく差別」を受けてしまった状態が、条約前文および2008年前文にいう「障害」（当事者の被る不利益）となる。

次に、前者の論点について検討する。国連によれば、条約第1条は、「障害者の定義」ではなく「障害者の概念」を定めている（UN Enable [2008]）。このような理解は、各種定義を定める条約第2条において「障害者の定義」が設けられていないことから妥当であるように思われる。もっとも、条約第1条の書き振りは、条約の適用対象がどのような者であるかを一定程度示しているため、実質的な意味では「障害者の定義」を定めているものとみなしうる。他方で、2008年法第2条は、形式的な意味でも実質的な意味でも、「障害者の定義」を明確に定めている。

条約第1条における「障害者の概念」と、2008年法第2条における「障害者の定義」は、いずれもインペアメントのある者という言葉を用いている。また、条約前文に定める「障害の概念」も、インペアメントのある者という言葉を使用している。しかし、2008年法前文における「障害の概念」のなかには、インペアメントのある者という言葉が含まれていない。条約前文がインペアメントのある者という言葉を用いている部分に、2008年法前文は「障害

者」(オラン・クラン・ウパヤ [orang kurang upaya]) という語を使用しているのである。

2008年法前文が、このように条約前文と異なる言葉を用いている理由は、筆者によるクアラルンプールでの調査からは明らかにならなかった。そもそも厳密にいうのであれば、2008年法の「障害の概念」のなかでは、条約の場合と同じように、インペアメントのある者という言葉を使用すべきであったように思われる。ただし、後述するように「インペアメントのある者」と「障害者」とが近似記号で結ばれる関係にある以上、この違いは運用上それほど大きな問題を生じさせないかもしれない。

### 3. 障害者の定義

以上の考察を踏まえて、ここでは2008年法第2条の「障害者の定義」の検討をさらに深めることにする。まず、この「障害者の定義」とほぼ同じ内容である、条約第1条に定める「障害者の概念」の内容を確認しておこう。それによれば、

障害者には、長期の身体的、精神的、知的又は感覚的なインペアメントのある者を含む。これらのインペアメントは、さまざまな障壁と相互に作用することにより、インペアメントのある者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げることがある (Persons with disabilities include those who have long-term physical, mental, intellectual or sensory impairments which in interaction with various barriers may hinder their full and effective participation in society on an equal basis with others)。<sup>(13)</sup>

この規定のうち、英語の“which”以下の部分は、条約前文の「障害の概念」とほぼ同じ構造をなしているため、ここで繰り返して論ずる必要はなからう。ここでは、“which”より前の部分について検討したい。この部分の最

大の特徴といえるのは、「含む」(include)という動詞が用いられていることである。この動詞ゆえに、「長期の身体・精神・知的・感覚にかかるインペアメントのある者」という条件にあてはまらない者(たとえば「短期のインペアメントのある者」)も、条約の解釈上は「障害者」に含まれる。この「含む」という言葉は、周知のとおり条約交渉過程において、条約の適用対象となる障害者の範囲を限定せずに、それを意図的に広げようとするために盛り込まれたものである。

もちろん、条約第1条にいう障害者の範囲をどの程度まで広げるべきであるか、という問題は生じる。この問題の詳しい検討は今後に委ねたいが、実際の観点からみれば、条約による保護を受けられないことで大きな不利益を被っているような、グレーゾーンの障害者(≡インペアメントのある者)を条約の適用対象に含めていく視点が少なくとも必要となろう。このようなアプローチは、当然のことながら、2008年法第2条における「障害者の定義」の場合にも妥当する。先にふれたとおり、マレーシアでは内部機能障害や筋萎縮性側索硬化症(ALS)等のある者は障害者として実務上登録されていないが、このような者を法的保護の対象に含めていくことも至急検討する必要がある。

条約第1条における「障害者の概念」もそうであるように、2008年法第2条における「障害者の定義」は、そもそも障害者の定義に関する問題であると同時に、インペアメントのある者の定義に関する問題でもある。この点、たしかに条約と2008年法は、いずれもインペアメントのある者の定義を置いていないけれども、障害者とインペアメントのある者とをほぼ同じ意味で用いている。つまり、障害者とインペアメントのある者とは近似記号で結ばれる関係にある。ここには、「障害者=長期の身体・精神・知的・感覚にかかるインペアメントのある者+アルファ」という等式が成り立つ。

このような等式を踏まえれば、2008年法によって法的保護を受けられる「障害者」の範囲を広げる方法として、「長期」、「身体」、「精神」、「知的」、「感覚」、「インペアメント」、「+アルファ」という各要素の範囲を——限界

の枠内で——広げることが考えられる。そして、個別具体の文脈と法令の趣旨に応じて障害者の法的定義はさまざまに異なることにも留意したうえで、障害者の定義をめぐる解釈論・運用論を今後とも検討する必要がある（川島〔2010a〕参照）。

## おわりに

本章で指摘したとおり、障害者の法的定義の内容を具体化するには、障害者法によって不利益を軽減しうる者の範囲を——限界の枠内で——できる限り広げていく視点が少なくとも必要である。いうまでもなく、日本の障害者関係法はマレーシアのそれとは異なる。もちろん障害者の定義も両国で異なる。しかしながら、マレーシアと日本のいずれにおいても、法的保護の対象者が狭いことで不利益を被っている者が存在する。私たちは、この現実にあらず目しなければならぬ。

このように、現実の不利益から出発して、それがどのように生じているのかを明らかにする際に役に立つ視点が、「障害の社会モデル」である。本章の関心に照らせば、このモデルは、障害者の法的定義の文脈において、インペアメントのある者たちが被っている具体の不利益がどのようにして生じているのかを考えさせる端緒となる視座を私たちに与えてくれる（川島〔2010b〕参照）。このモデルを手がかりにして、障害の法的定義が孕んでいる各種の具体的問題とその原因を精査したうえで、それを超克するための解釈適用論と立法政策論を構築することが両国に共通する重要な課題である。

そのような課題は実のところ、法学と障害学その他の諸学との学際研究として定位される「ディスアビリティ法学（障害者法学）」（Disability Legal Studies, Disability and Law）の中心的な検討課題のひとつでもある（たとえば川島〔2010a〕参照）。マレーシアにおける障害者の法的定義を扱った本章も、この新たな学問領域の方法論を用いた研究のひとつとして位置づけられる。

## 〔付記〕

本章の執筆にあたり多くの方々から御助言を頂戴した。おひとりおひとりの御名前を挙げることはできないが、各位に心から感謝を申し上る。とくに、小林昌之氏（アジア経済研究所）からは、筆者が本章の執筆のために現地調査（バンコクとクアラルンプール）に同行した折りに多大な御助力を賜る等、さまざまな機会にアジア障害者法研究に関して重要な御助言を戴いた（なお、筆者によるクアラルンプールでの調査期間は、2008年10月29日～11月1日と、2009年12月4～9日である）。久野研二氏（国際協力機構）からは、本章のドラフトに対する重要なコメントとマレーシアの障害者法に関する有益な数多くの示唆とともに、現地調査に際して不可欠な御助言を頂戴した。阿久澤麻理子氏（兵庫県立大学）は、マレーシア人権委員会に関して貴重な多くの視点を御教示くださった。四方照美氏（国際協力機構）は、現地調査にあたり有用な御助言をくださるとともに、現地調査に必須な調整をしてくださった。ここに記して感謝を申し上げる。当然のことながら、本章に含まれる一切の誤りは、すべて筆者個人の責任である。

## 〔注〕

- (1) 2008年障害者法のマレー語と英語は、Percetakan Nasional Malaysia Berhad [2008] を参照。この邦訳は久野 [2008c] を参照したが、この久野訳は「2007年障害者法案」(Persons with Disabilities Bill, 2007 [2007]) にもとづいたものである（必要に応じて訳語は一部変更した）。2008年障害者法の正式名称は、「障害者の登録、リハビリテーション、発展及び福祉並びに国家障害者評議会の設置等に関する法律」(Suatu Acta untuk mengadakan peruntukan bagi pendaftaran, perlindungan, rehabilitasi, pembangunan dan kesejahteraan orang kerang upaya, penubuhan Majlis Kebangsaan bagi Orang Kurang Upaya, dan perkara-perkara yang berkaitan dengannya: An Act to provide for the registration, rehabilitation, development and wellbeing of persons with disabilities, the establishment of the National Council for Persons with Disabilities and for matters connected therewith) である。同法の略称は「2008年障害者法」(Akta Orang Kurang Upaya 2008: Persons with Disabilities Act 2008) である（第1条参照）。
- (2) 「私自身、1991年を振り出しに現在まで計9年ほどマレーシアで活動し、今

回の法律や『政策』の策定にも関わってきた」(久野 [2008a: 121]) との記述にみられるように、国際協力機構 (JICA) の専門家であり、「開発と障害」の研究者でもある久野は、「ドクター・ケンジ」の名で、マレーシアの障害関係者の間で広く知られている。また久野は、開発分野の障害分析にケイパビリティ・アプローチやツイントラック・アプローチ (複線アプローチ) という理論的視点を導入するなど、開発分野の障害理論にも造詣が深い。たとえば、久野 [2003, 2004, 2008d, 2008e], 久野・中西 [2004], 久野・Seddon [2003] を参照。

- (3) 本章は、アジア経済研究所の「開発途上国の障害者と法」を主題とする2カ年研究の一環をなす。この副題は「法的権利の確立の観点から」とされる。この点、そもそも法的権利の帰属先である「障害者の定義」を検討することは、この研究にとって最も基本的な重要な論点のひとつであると考えられる。
- (4) 「スハカム」(SUHAKAM) という通称で知られるマレーシア人権委員会 (Suruhanjaya Hak Asasi Manusia Malaysia) は、障害者との関係においても重要な検討課題であると思われるが、本章で同委員会を検討する余裕はない。同委員会について詳しくは、Website SUHAKAM [2008], 阿久澤 [2008], Whiting [2003] を参照。
- (5) マレーシア社会福祉局 (Jabatan Kebajikan Masyarakat: Department of Social Welfare Malaysia) によれば、「障害者政策」(ダサール・オラン・クラン・ウパヤ [Dasar Orang Kurang Upaya]) の英語版 (Policy for Persons with Disabilities) は存在するが、「障害者計画」(プラン・ティンダカン・オラン・クラン・ウパヤ [Pelan Tindakan Orang Kurang Upaya]) の英語版はまだ作成されていない (2008年10月30日現在)。「障害者政策」の邦訳は久野 [2008b: 128-130] を参照。「障害者計画」の邦訳は存在しない。
- (6) なお、2008年法の中に「合理的配慮」(プニユスアイアン・ムナサバー [penyesuaian munasabah: reasonable accommodation]) の定義が盛り込まれ、それが障害者権利条約に定める「合理的配慮」の定義と比較的類似していることは注目に値する。ただし、同法とは異なり、障害者権利条約では、「合理的配慮の否定」(denial of reasonable accommodation) が障害差別の一形態であると明記されている (たとえば川島 [2007a, 2008] 参照)。
- (7) ちなみに、「障害者政策」の目的には、障害者に対する差別の撤廃という文言が明記されている。この「障害者政策」は、15の分野ごとに課題を設定し、そのための戦略を定めたものである。そして、この課題と戦略に関する具体的な実施計画や実施期間 (2008~2012年)、実施機関を定めたのが「障害者計画」である。もっとも久野 [2008a: 126] も指摘するように、この「障害者計画」には具体的な達成数値目標が示されていない。また、これと関連しうる論点として、全職員の2.6%を障害者が占めている社会福祉局は例外として、

その他の政府機関は1%の障害者法定雇用率の達成にはほど遠い状況にある(久野 [2008e: 184])。

- (8) Ting and Koon [2007] によれば、マレーシアの総人口は、2007年9月時点で2730万人である。そして、2006年の段階で社会福祉局に登録された障害者数の総計は、19万7519人である。その内訳は、学習障害(7万6619人)、身体障害(orthopedic)(6万6150人)、聴覚障害(2万9522人)、視覚障害(1万8258人)、脳性麻痺(887人)、その他(5983人)である。また、国連文書ES-CAP [2007: Figure 1] によれば、オーストラリアおよびニュージーランドの障害者人口率がいずれも20%であるのに対して、マレーシアのそれは1%にすぎない。両者の障害者人口率をそう単純には比較できないが、両者に著しい違いがみられることも容易に看過しえない。
- (9) マレーシア弁護士会(Malaysian Bar Council [2008: para. 3.4]) が批判するように、マレーシア政府は、障害者権利条約の選択議定書に署名していない。また同弁護士会によれば、マレーシア政府は、同条約第16条(搾取、暴力および虐待からの自由)がマレーシア刑法典の死刑規定に抵触するため、本条に留保を付している。
- (10) その他にも、2008年法第2条に含まれている「言語」「コミュニケーション」「ユニバーサルデザイン」、「合理的配慮」の定義も、障害者権利条約に定めるそれらの定義と類似している。ちなみに興味深いことに、2008年法に定める「リハビリテーション」の定義は、障害者権利条約には定められていないが、1993年に国連総会で採択された「障害者の機会均等化に関する基準規則」(以下略して基準規則)の当該定義に類似している。また、2008年法第2条には「ハビリテーション」の定義が設けられていることが注目される。「ハビリテーション」という言葉は基準規則では用いられていないが、障害者権利条約では用いられている(ただし、同条約には「ハビリテーション」の定義は含まれていない)。2008年法によれば、「リハビリテーション」は「障害者」(オラン・クラン・ウパヤ [orang kurang upaya], persons with disabilities) を対象とするものであり、その一方で、「ハビリテーション」は「障害をもって生まれた者」(オラン・ヤン・ディラヒールカン・ドゥンガン・クティダウパヤアン [orang yang dilahirkan dengan ketidakupayaan], persons who are born with disabilities) を対象とする。なお、同条約に定める(リ)ハビリテーションについては、川島 [2007b] 参照。
- (11) 条約前文(e)の「障害の概念」の英語正文は、以下のとおりである。“... that disability is an evolving concept and that disability results from the interaction between persons with impairments and attitudinal and environmental barriers that hinders their full and effective participation in society on an equal basis with others ...”。この日本政府仮訳 [2007] は、「障害が、発展する概念であり、並びに

障害者と障害者に対する態度および環境による障壁との間の相互作用であって、障害者が他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」と訳しており、“impairment”と“disability”とを区別して訳していない。これに対して、川島・長瀬（仮訳）[2008]では両者を訳しわけている。それぞれの単語にどのような日本語をあてるべきかについては争いがあるが、後者の仮訳では、“impairment”に「機能障害」（インペアメント）という語を、“disability”には「障害」（ディスアビリティ）という語をあてている。本章では、“disability”は「障害」、「persons with disabilities」は「障害者」、「impairments」は「インペアメント」、「persons with impairments」は「インペアメントのある者」とする。

- (12) 2008年法前文に記されている「障害の概念」のマレー語と英語は、以下のとおりである。“MENGIKTIRAF bahawa ketidakupayaan merupakan suatu konsep yang sentiasa berkembang dan bahawa ketidakupayaan terhasil daripada interaksi antara orang kurang upaya dengan halangan sikap dan persekitaran yang menyekat penyertaan penuh dan berkesan mereka dalam masyarakat atas asas kesetaraan dengan orang upaya,” “RECOGNIZING that disability is an evolving concept and that disability results from the interaction between persons with disabilities and attitudinal and environmental barriers that hinders their full and effective participation in society on an equal basis with persons without disabilities.” なお、2008年法第2条に定める「障害者の定義」では、“impairments”という英単語と、それに対応するマレー語の「ククラガン」（kekurangan）とが用いられている。しかし同法前文の「障害の概念」では、これらの単語は用いられていない。
- (13) 2008年法に定める「障害者の定義」のマレー語と英語は、以下のとおりである。“‘orang kurang upaya’ termasuklah mereka yang mempunyai kekurangan jangka panjang fizikal, mental, intellectual atau deria yang apabila berinteraksi dengan pelbagai halangan, boleh menyekat penyertaan penuh dan berkesan mereka dalam masyarakat”, “‘persons with disabilities’ include those who have long term physical, mental, intellectual or sensory impairments which in interaction with various barriers may hinder their full and effective participation in society.” 久野へのヒアリングによれば、かつてのマレーシアでは、いわゆる「障害者」を意味する言葉として「オラン・チャチャ」（orang cacat）が広く用いられていた。しかし1990年代に当時のマハティール首相が、「オラン・チャチャ」の意味合いが良くないことから、「オラン・クラン・ウパヤ」（orang kurang upaya）という言葉の使用を提唱し、この言葉が今日では定着するようになった。ちなみに2008年法の起草過程では、「オラン・クラン・ウパヤ」のかわりに、今日の国連で広く用いられている“persons with disabilities”のニュアンスにより

近い「オラン・デガン・クティダウパヤアン」(orang dengan ketidakpayaan)の使用が試みられたが、それは結局採用されなかった。なお、「オラン・デガン・クティダウパヤアン」は、今日においても、マレーシアで日常的に用いられる言葉ではない。

## 〔参考文献〕

### 〈日本語文献〉

- 阿久澤麻理子 [2008] 「人権の国内的実施におけるマレーシア国内人権機関 (SU-HAKAM) の挑戦——アドボカシー・教育活動を中心として——」(江橋崇編『グローバル・コンパクトの新展開』法政大学出版局 263-291ページ)。
- 川島聡 [2007a] 「国際人権法における障害差別禁止——障害のモデルと合理的配慮——」(高野真澄先生退職記念『これからの人権保障』有信堂高文社 231-258ページ)。
- [2007b] 「障害者の自律・自立とリハビリテーション——国際法の視点から——」(『総合リハビリテーション』第35巻11号 1339-1346ページ)。
- [2008] 「障害者権利条約における障害差別禁止と合理的配慮」(障害者職業総合センター編『障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究——EU諸国及び米国の動向——』調査研究報告書 No. 87 33-55ページ)。
- [2010a] 「障害者と国際人権法——『ディスアビリティ法学』の構築——」(『国際人権法の国際実施 講座国際人権法 第4巻』信山社)。
- [2010b] 「障害者の権利条約の基礎」(松井亮輔・川島聡編著『概説 障害者権利条約』法律文化社 1-15ページ)。
- 川島聡・東俊裕 [2008] 「障害者の権利条約の成立」(長瀬修ほか編『障害者の権利条約と日本——概要と展望——』生活書院 11-34ページ)。
- 川島聡・長瀬修(仮訳) [2008] 「障害のある人の権利に関する条約仮訳(2008年5月30日付)」(長瀬修ほか編『障害者の権利条約と日本——概要と展望——』生活書院 207-287ページ)。
- 久野研二 [2003] 「『障害者の参加』とCBR」(『アジア研ワールド・トレンド』第96号 6-9ページ)。
- [2004] 「開発という取り組みと障害」(『社会政策研究』第4号 73-92ページ)。
- [2008a] 「マレーシアの障害者法と障害者(福祉)政策——その背景と課題——」(『福祉労働』第118号 121-127ページ)。
- (訳) [2008b] 「マレーシア障害者政策」(『福祉労働』第118号 128-130ページ)。

- ジ)。
- (訳) [2008c] 「2007年制定マレーシア障害者法」(『福祉労働』第118号 131-147ページ)。
- [2008d] 「開発援助と障害——政策実践のためのフレームワーク——」(森壮也編『障害と開発——途上国の障害当事者と社会——』アジア経済研究所 41-62ページ)。
- [2008e] 「CBR：実践における可能性と課題——マレーシアにおける事例研究——」(森壮也編『障害と開発——途上国の障害当事者と社会——』アジア経済研究所 177-200ページ)。
- 久野研二・David Seddon [2003] 「開発における障害(者)分野のTwin-Track Approachの実現に向けて——『開発の障害分析』と『Community-Based Rehabilitation: CBR』の現状と課題, そして効果的な実践についての考察——」国際協力事業団準客員研究員報告書。
- 久野研二・中西由起子 [2004] 『リハビリテーション国際協力入門』三輪書店。
- 日本政府仮訳 [2007] 「障害者の権利に関する条約」(長瀬修ほか編『障害者の権利条約と日本——概要と展望——』生活書院 207-287ページ)。

〈外国語文献〉

- Coalition of Malaysia NGOs [2008] “For the 4th Session of UPR, February 2009,” [http://www.forum-asia.org/news/press\\_releases/pdfs/2008/COMANGO-Final.pdf](http://www.forum-asia.org/news/press_releases/pdfs/2008/COMANGO-Final.pdf).
- Degener, Theresia [2004] “Definition of Disability, EU Network of Independent Experts on Disability Discrimination,” [http://europa.eu.int/comm/employment\\_social/fundamental\\_rights/pdf/aneval/disabdef.pdf](http://europa.eu.int/comm/employment_social/fundamental_rights/pdf/aneval/disabdef.pdf) (2006年4月7日アクセス)。
- ESCAP [2007] “Review of Progress Made and Challenges Faced in the Implementation of the Biwako Millennium Framework for Action towards an Inclusive, Barrier-free and Rights-based Society for Persons with Disabilities in Asia and the Pacific, 2003-2012” (E/ESCAP/APDDP(2)/1)。
- Mah Hassan Haji Omar [2001] “Draft Persons with Disabilities Act,” at Website Penang Down Syndrome Association, <http://www.dsapenang.org/Disability%20Act%20original.htm> (2008年11月3日アクセス)。
- Malaysian Bar Council [2008] “Bar Council’s Report Submitted to the UN Human Rights Council,” at Website the Malaysian Bar, [http://www.malaysianbar.org.my/index.php?option=com\\_docman&task=doc\\_download&gid=1735&Itemid=332](http://www.malaysianbar.org.my/index.php?option=com_docman&task=doc_download&gid=1735&Itemid=332) (2008年11月4日アクセス)。
- Percetakan Nasional Malaysia Berhad [2008] “Undang-Undang Malaysia, Akta Orang Kurang Upaya 2008 (Akta 685): Laws of Malaysia, Persons with Disabilities Act

2008 (Act 685).”

Persons with Disabilities Bill, 2007 [2007] <http://www.asiacommunityservice.org/Persons%20with%20disabilities%20bill%202007.pdf>.

Ting, Teoh Hooi and Lim Ming Koon [2007] “Situation of Persons with Learning Disabilities and their Families in Malaysia (Country Papers),” Regional Workshop on the Empowerment of Persons with Intellectual Disabilities and Their Families in Asia and the Pacific (11–13 October 2007, Shanghai, China), <http://www.worldenable.net/shanghai2007/papermalaysia.htm> (2008年11月5日アクセス).

UN Enable [2008] “Frequently Asked Questions Regarding the Convention on the Rights of Persons with Disabilities,” <http://www.un.org/disabilities/documents/gid/conventionfaq.doc> (2008年9月17日アクセス).

Waddington, Lisa [2007] “A New Era in Human Rights Protection in the European Community: The Implications the United Nations’ Convention on the Rights of Persons with Disabilities for the European Community,” Maastricht Faculty of Law Working Paper 2007/4, Faculty of Law, Universiteit Maastricht.

Website SUHAKAM [2008] <http://www.suhakam.org.my/> (2008年11月4日アクセス).

Whiting, Amanda [2003] “Situating Suhakam: Human Rights Debates and Malaysia’s National Human Rights Commission,” *Stanford Journal of International Law*, 39(1), pp. 59–98.

